



東京都家庭薬工業協同組合会報

かていいやく

平成7年1月 通巻56号



赤二



かていやく

本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、よって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上をはかることを目的とする。

定款 第1章 第1条(目的)より

目 次

通巻56号 1995年1月20日

年頭のご挨拶	塩澤 譲	3
新年のご挨拶	須藤尚義	4
特別企画 区分許可制度について		5
医薬品製造管理者講習会から		
新企画 やっぱり家庭薬		13
(株)巣鴨萬盛堂薬局 内山 稔		
新企画 わが社の伝統薬物語		14
中将湯		
会報に寄せて 忍者の兵糧丸		16
松井寿一		
委員会だより		18
薬事、GMP、流通、広告、労務、広報		
会員会社訪問		
株式会社トクホン		19
ニチバン株式会社		20
原沢製薬工業株式会社		21
パンピー製薬株式会社		22
ヒサゴ薬品株式会社		23
第5回GMP研修レポート		24
第一製薬(株)静岡工場を訪ねて		
トピックス		25
グラフティ		26
編集後記		
事務局だより		28
表紙題字・最高顧問 津村重舎		
表紙絵・相談役 堀 泰助		

新しい倫理の第一歩の年に

理事長 塩澤 譲



明けましておめでとうございます。組合員の皆様には良き新年を迎えられましたことと心からお喜び申し上げます。

昨年中は当組合の運営につきまして、格別のご協力を賜り、お蔭さまにて事業が順調に経過しましたことを厚くお礼申し上げますとともに、本年も何とぞよろしくご高配を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年は年央になって、バブル崩壊を機に続いている景気低迷がようやく回復軌道に乗ったと発表されました。いつかいつかと待ち望んでいた宣言でありましたが、バブル崩壊によってわが国の経済が被った痛手は余りにも大きく、その後遺症がまだあちこちに多く残っております。したがいまして、回復宣言がなされてもその足取りは鈍く、不安定な円相場や産業の空洞化などの要因も加わって、もうしばらくは我慢を余儀なくされるのではないかと考えられます。

しかし、回復の足取りは遅くとも、今度訪れる景気は泡の部分のない実質と裏付けを伴った本当の景気になるはずであります。その意味では、今回のバブル崩壊を境に量的拡大の時代は終わり、これからは質重視の時代、内容が問われる時代になると思われます。

この時代の変化を、われわれ医薬品業界に当てはめてみると、医薬品の本質と使命に基づいた本来の企業経営が求められるようになったと言うことができるかと思います。

医薬品は、それ自体は単なる物質に過ぎません。その物質が有する薬理作用を人間がコントロールして、初めて医薬品となります。

しかしながら、量的な拡大を求めていた時代には、どちらかというと物質として扱われるような例が多々見られたように思います。現在、流通を含め医薬品業界が抱えているさまざまな問題の多くは、こうしたところに遠因があるのではないかとも思われます。

昨年、日本大衆薬工業協会が一般用医薬品の「プロモーションコード」の策定を加盟の製薬各企業に要請したのも、そうした反省の上に立ち、自ら規範を制定し、それを遵守することによって、医薬品市場の健全化と医薬品の適正使用を推進し、医薬品に対する信頼を取り戻すのが目的がありました。

このように、時代は医薬品を製造販売する企業に対して、医薬品の本質と使命に基づいた倫理的な行動を、これまで以上に求めるようになってきております。われわれメーカーは、このことを十分に認識して行動していくなければなりませんが、その意味で本年は、新しい理念と倫理に基づく第一歩の年と申してよいのではないかと考えております。

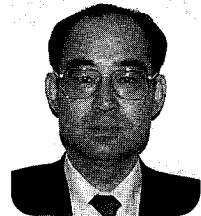
当組合の運営につきましても、こうした時代の要請や変化を念頭に置き、行政ご当局のご指導と組合員各位のご理解・ご協力をいただきながら、事業を進めてまいりたいと存じております。どうぞ、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、組合員各位のますますのご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

(養命酒製造株式会社社長)

新年を迎えて

東京都衛生局薬務部長 須藤 尚義



新年、おめでとうございます。

東京都家庭薬工業協同組合の皆様におかれましては、清々しい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

日頃、東京都の薬務行政には種々ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都におきましては、2015年の東京を考える懇談会というプロジェクトを発足させ、昨年の11月に報告書が提出されました。報告書のサブタイトルは、「活力とゆとりの東京へ」と題されており、20年後に東京が実現すべき都市の姿と構築すべき社会を展望し、それに向けてるべき施策の基本的方向を明示しています。

先ず、目指すべき都市像として、①いきいきとした活力に満ちた創造都市 ②やすらぎとふれあいのある生活都市 ③世界に開かれた人びとが参画する交流都市の三つを挙げております。

そして、この目標を達成するために、八つの課題を提示しております。その八つとは、①誰もが住め、生涯を過ごせるまち ②さまざまな途が選べ、互いに支え合う社会づくり ③文化いきづく都市生活の実現 ④世界の人びとと交流し、ともに暮らす社会づくり ⑤都市の活力を生み出す産業活動の振興 ⑥環境と調和のとれた都市づくり ⑦均衡のとれた都市づくり ⑧豊かな発展を支える社会資本の整備、に重点的に取り組むべきであると

しています。

近年、社会の諸制度の変化は極めて激しく我々は一体どちらに向かって進んでいくかとしているのか、多くの方が不安に思っておられるのではないかでしょうか。そういう不確かな状況の中にあって、今回の報告書は、未来予測とは異なるものの、これまでの歴史を踏まえ、20年後の姿を想定しつつ、一つの道筋を描いたものとして、皆様の参考になり得るものと考えております。

また、近年、規制緩和と地方分権がしきりに叫ばれておりますが、薬務行政も当然のことながら、この潮流には無縁というわけにはまいりません。昨年、保健所法の全面改正として「地域保健法」が成立しましたが、その一環として、一般販売業(卸売一般販売業を除く。)と特例販売業の許認可・監視権限の特別区への移管が決まったことを始めとして、様々な分野で見直しが行われております。その取組は、権限委譲ばかりでなく、組織の見直しや事業の再編成等に及んでおり、時代の要請にいかに応えていくべきかの模索だと申せましょう。

私も、微力ではございますが、真に都民医療の向上に資するためにはどのような制度であるべきか、いかにすれば効率的な執行体制を築きうるかに意を用い、変化の時代に的確に対応してまいりたいと考えております。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

特別企画

区分許可制度について —医薬品製造管理者講習会から—

平成6年度医薬品製造管理者講習会が、昨年9月28日東京を皮切りに、10月14日の富山まで5地区にて開催されました。今回は薬事法が改正されたこともあり、各会場とも大盛況でした。講習内容は聴講者にとり大変有意義なものでしたが、このうち「区分許可制度」については、今回

の法改正により新しく設けられたこともあり、1回の説明ではなかなか理解することが困難な点も多く見受けられましたので、組合員の皆様方の参考に供するために、ここに速記録からその要旨を抜粋掲載しました。

なお、紙面の都合上、一部割愛しましたことをご了承願います。

1. 基本的事項

区分許可制度については、薬事法施行令や施行規則のほか平成6年3月31日付の薬務局長通知(薬発第333号)で概要を定め、さらに、平成6年6月6日付の審査課長通知(薬審第343、346号)で細部の取扱いを定めています。

- まず、制度の基本として、
- ①従来、製造業の許可は品目について与えられていましたが、1つの品目の製造が二以上の製造所にわたる場合には、受託者(最後の検査を行わない製造所)については、受託する品目が属する区分についての許可、つまり、「区分許可」を取得すれば、品目ごとの許可は不要とする制度が導入されたこと。
- ②許可の前提として品目ごとの承認が必要なものについて、区分許可を有する者、または申請する者については不要とされたこと。

の二点が基本となります。

つまり、今までの品目許可による委受託製造では、受託者についても受託する品目についての承認と許可が必要であったわけですが、区分許可制度ができたことにより、受託者は、受託製造する品目の属する「区分」について許可を取得すれば、品目ごとの承認と許可が不要になったということです。

また、一旦、区分許可を受けた製造所では、許可を受けた製造工程の範囲内であれば、新たな品目(他の委託者の品目を含め)について許可申請等の手続きをすることなく、受託製造することが可能となりました。

なお、従来の品目許可による委受託の制度、つまり受託者も承認と許可を取得して受託する制度が無くなったわけではありません。区分許可制度と並行して存続しています。

2. 留意事項

区分許可を取得すれば、いわゆる全面委託や小分けの委受託が可能となるのかというと、そういうわけではありませんし、また、どんな種類の医薬品でも区分許可の対象となるかというと、そういうわけでもありません。

(1) 委託者の留意事項

- ①委託する品目について製造品目許可を有している必要があること。
- ②委託する品目について少なくとも1つの製造工程は自ら行う必要があること。
- ③委託する品目について、有効成分の原料調達・受入試験検査、受託者が行った試験調査結果の評価、最終製品についての試験検査、添付文書の作成などについては、自ら行わなくてはならないこと。
などが、委託者側の留意事項となります。
ただし、有効成分以外の原料等については、GMPソフトが許可要件化されたこともあり、委託者の指示に基づいて、受託者が調達しても差し支えありません。

また、最終の検査・出荷の可否の決定は委託者が行わなければなりませんが、その後の製品の出荷は受託者の製造所(同一業者の製造所を含む。)から行っても差し支えありません。

つまり、出荷の可否の決定がなされたあとで製品については、一旦、委託者側の製造所に戻してから出荷するという必要はないということになります。

(2) GMPソフトの適用

平成6年4月からGMPが許可の要件とされ、区分許可についてもGMPソフトの第5章に「二以上の製造所にわたる製造」の規定が設

けられました。

委託者、受託者とともに、このGMPソフトに基づいて、委受託の範囲、技術的条件などを取り決めて、契約書をとりかわして、製品標準書などの文書に記載し、製造管理・品質管理をしていただく必要があります。

なお、GMPソフトが適用されない医薬品についての区分許可に基づく委受託製造については、区分許可GMP(平成6年3月30日厚生省令第26号)が適用されますので、これを遵守していただくことになります。

(3) その他

小分け製造についても区分許可が適用されるのかと言うと、委受託の場合、委託者が最終責任を負うことが前提であり、子が最終製品の出荷責任を有するような小分けの場合、従来より委受託は認められていません。

区分許可制度も適用されませんのでご注意下さい。

(4) 区分許可の適用を受けない医薬品

区分許可の適用を受けない医薬品としては、

- ①生物学的製剤(ただし、体外診断薬を除く。)
- ②放射性医薬品
- ③国家検定医薬品
- ④専ら他の医薬品の製造の用に供される原薬たる医薬品(ただし、粉末、刻み生葉を除く。)
- ⑤医療用ガス類
- ⑥薬局製造医薬品

が、薬事法施行規則(第26条の2)により定められています。

これらは、従来から委受託が認められてい

なかったものですから、区分許可も適用されません。

例えば、生物学的製剤は「無菌製剤」の区分に属しますが、区分許可申請は出来ません。

ただし、従来の品目許可による受委託で認められた範囲内で、品目許可による委受託を行うことは可能です。

(5) 医薬品の区分の種類及び 製造工程の定義

製造する物と、その製造の工程の管理の方法に応じた区分が一覧表(94製造指針416頁参照)として、それぞれの区分ごとに申請を行うことが認められる製造の工程が定められています。

これらについては、委託する品目の属する区分と受託者が有する区分または申請する区分は原則として一致していなければなりません。

例えば、「他の医薬品」の区分許可しか取得していない製造所で、「無菌製剤」の区分に属する医薬品を受託製造することはできません。

その場合には、「他の医薬品」の区分に加えて、「無菌製剤」の区分許可も取得する必要があります。

ただし、「他の医薬品」の区分に属する医薬品について、生薬の「刻み加工」や「粉末加工」の工程を委託したい時はどうするかといいますと、「他の医薬品」の区分に対応する各工程の中に「刻み加工」や「粉末加工」の工程はありません。この場合は「粉末刻み生薬」の区分を有する受託者に、「他の医薬品」の区分に属する医薬品の「刻み加工」、「粉末加工」の工程を委託することは差し支えありません。

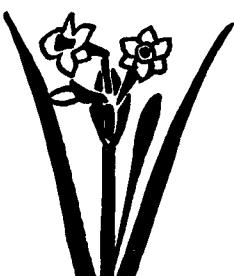
各工程の定義については、平成6年3月の「改正薬事法の施行に伴う審査事務の改善に関する説明会資料」に参考として載せてありますので、参照して下さい。(94年製造指針416頁参照)

(6) 無菌工程の分断等の 禁止に関する事項

1つの品目の製造の工程を二以上の製造所において行う場合、つまり製造工程を分断する場合、不良品になるおそれのある製造工程の分担を行ってはならないこととされていて、具体的には一覧表(94製造指針423頁参照)の左の欄の各剤型ごとに右の欄の工程を複数の製造所で分担して行ってはならないこととされています。

このことは同一製造業者の複数の製造所において行う場合においても同じですので注意して下さい。

なお、無菌製剤以外の、内用液剤、外用液剤、バップ剤についても工程の分断はできないとされていますが、不良品になると考えられない場合には工程の分断が認められるかどうかと言う点については、不良品とならないようにするための配慮、不良品になることが考えられないことなどについて、個々の事例について具体的に理由を示していただいてご相談ください。



3. 区分許可に関する申請方法について

(1) 区分許可の変更

または追加申請を行う場合

留意事項としては、

- ① 委託者は委託する品目についての承認・許可を既に取得している必要があること。
- ② 委託者の承認・許可申請と、受託者の区分許可申請を同時に行なうことは認められないこと。

という二点が区分許可申請にあたって、まず注意していただく点です。

これは、薬事法施行令第1条の3の「二以上の製造所にわたる製造の特例」の規定を要約しますと、「一の品目の許可を受けている者が、その品目の製造工程の一部を、許可を受けた製造所以外の製造所(=受託者)に行わせる場合には、受託する製造所に区分許可を与えることができる…」とあるように、委託する側は品目許可を受けている必要があるためです。

次に、区分許可申請書の記載方法は、申請書の様式が施行規則の様式13の2によって定

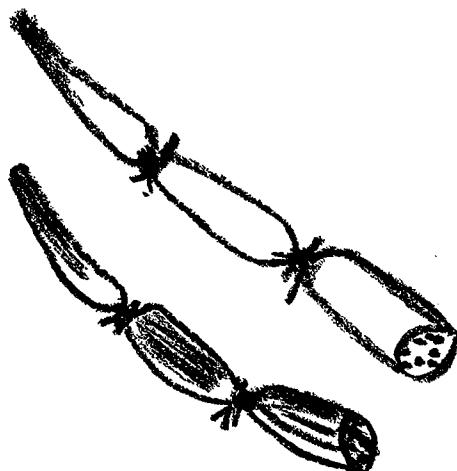
められています。(94製造指針428頁参照)

「許可番号及び年月日」、「製造所の名称」、「製造所の所在地」、「構造設備の概要」の各欄については従来の品目許可申請と同じです。

「新たに行なう製造の区分及び工程」の「区分」の欄には申請する区分を一つだけ記載して下さい。「工程」欄には、受託して行なう工程を記載して下さい。

ただし、「表示」の工程について、委託者と受託者にまたがる場合、例えば受託者が直接の容器への表示、委託者が被包への表示を行う場合、平成6年6月6日薬審第343号審査課長通知(Q&A通知7頁のQ10)では、構造設備からみて行なうことができる者が「表示」の工程を記載することとされていますが、「表示」の後に「(直接の容器に限る。)」と記載することでも構いません。

これは、本来、区分許可は工程単位を前提としたものですから、工程の分割は認められないわけですが、「表示」の工程については例外的に取り扱うことといたします。ただし、委託者は「表示」以外の工程を一つ行なう必要



があります。

「備考欄」には、

①「申請区分に係る試験検査は当該製造所で行う。」旨を記載して下さい。また、区分を変更する場合には、廃止する区分名及び許可年月日を記入して下さい。

②※委託者の氏名・住所

※委託者の製造所の名称・所在地・業許可番号

※受託する品目の名称・承認番号・許可年月日を記載して下さい。

なお、区分許可申請書における委託者に関する記載は参考事項であり、許可の条件ではありません。

また、添付する資料としては、

まず、受託する品目に係る委託者の承認書・許可書の写しが必要です。

ただし、従来からの品目許可による委受託製造を行っている受託者が、その品目を基に区分許可を申請する場合には、委託者の承認書・許可書の写しではなく、受託者側、つまり自社の承認書・許可書の写しでも差し支えありません。これは、受託者の承認書・許可書の写しでも、委受託の状況が確認出来るわけですから、受託者側のものでも差し支えないということです。

それから、後ほど説明します「許可条件変更

の申出」を行い、許可条件変更書の交付を受けている場合はその写しも必要です。

次に、添付資料として、委受託契約書の写しが必要となります。

この委受託契約書の写しは従来のもので構いません。区分許可申請のために改めて契約書を作成し直す必要はありません。

従来の契約書に記載されている工程名と、区分の一覧表にある工程名とが一致しない場合でも、工程の定義と照らし合わせて同じであれば、区分許可申請書の「工程」欄に区分一覧表の工程名を記載して下さい。

なお、今まで品目許可による委受託製造を行っていた品目を基にして、区分許可を取得した場合は、区分許可書の交付を受けた日から30日以内に、基になった品目については、品目許可の対象と区分許可の対象を区別する必要があるため、品目廃止の届出を提出して下さい。

また、既に許可を受けている区分のほかに新たな区分を申請する場合には、区分追加許可申請となります。既に許可を受けている区分を廃止して、新たな区分を申請する場合は、区分変更許可申請を行うことになります。

既に許可を受けている区分の廃止のみの場合には変更届書によって下さい。



(2)新規の業許可の際の 区分許可申請を行う場合

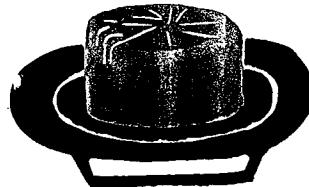
新規の業許可申請の際に区分許可申請を行う場合、従来の業許可申請書の様式に「製造の区分及び工程」欄が追加されただけで他の欄の記載方法は従来どおりです。(94製造指針358頁参照)

「区分欄」及び「工程欄」、「備考欄」の記載方法は区分追加許可申請書と同じです。

「区分」欄については、移転新規申請する場合のみ複数の区分を記載することが出来ます。その場合は、「区分欄」に「別紙のとおり」と記載し、許可区分表を添付して下さい。

(3)区分許可を有する(または申請中の)者が 業許可更新申請を行う場合

業許可更新申請書についても新規の業許可



申請と同じく申請書の様式に「製造の区分及び工程」欄が追加されただけで他の欄の記載方法は従来どおりです。(94製造指針372頁参照)

複数の区分を、併せて更新申請する場合、「製造の区分及び工程欄」の区分欄に「別紙のとおり」と記載し、許可区分表を添付して下さい。

許可区分表は、許可品目表とは別の頁として下さい。

4. 手続きを必要としない事項

- 区分許可制度が導入されたことにより、
- ①区分許可を取得している者が、その区分許可の範囲内で、他の会社の品目を受託製造する場合、手続きは不要です。
 - ②品目許可を取得している委託者が、その品目の属する区分許可を取得している(または申請する)受託者と委受託製造を行う場

合、手続きは不要です。

- ③一貫製造で品目の許可を取得している委託者が、一貫製造と併せて、区分許可を取得している(または申請する)者と新たに委受託製造を行う場合は、手続きは不要です。ただし、一貫製造を完全に中止するという場合は、変更届を提出することとなります。

5. 許可条件の変更申出について

区分許可制度導入に伴い、従来、品目変更許可により認められていた事項を含めて、次の事項が許可の条件となりました。

- ①区分許可に係る製造工程
- ②品目許可に係る製造工程

- ③品目許可に係る委託先(受託者及びその製造所)

- ④品目許可に係る小分製造

これらの条件の変更を希望するときは「許可条件変更の申出」(94製造指針431頁参照)を

行うことが出来ることとされました。これら
の事項について変更の申出がされ、問題がな
ければ『許可条件変更書』が交付されます。

許可条件変更の申出は、変更届とは違い、
申出を行った時点で変更が認められるわけ
ではなく、『許可条件変更書』が交付された時点
で認められたことになるのでご注意下さい。

『許可条件変更書』は、例えば承認書の一部
を変更した際の、一部変更承認書のようなも
のとご理解下さい。

- (1) 区分許可では区分に係る工程が許可の条
件であり、工程の変更や追加を希望する場
合、区分許可変更の申出を行うこととなりま
す。委託者に関する事項は参考事項であり
許可の条件ではないので、変更や追加を行
う場合でも申出などの手続きは不要です。
- (2) 品目許可については、製造工程及び委受託
製造の場合の受託者の氏名・住所、製造所の
名称・所在地が許可の条件となりますので、
変更を希望する場合は、品目許可条件変更

の申出が必要です。

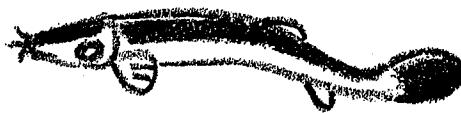
つまり、従来、品目変更許可申請によること
とされていた、

- ①一貫製造から小分製造(その逆の場合)
- ②一貫製造から委受託製造(その逆の場合)
- ③受託者(製造所)の追加・変更

については、品目許可条件変更の申出を行
うこととなります。

なお、委託者が委託している品目を他社に
承継する場合もあるわけですが、その場合、
受託者は「委託者変更」の品目許可条件変更
の申出を行うことで差し支えありません。

品目許可条件変更の申出にあたって注意して
いただきたい点は、従来の品目変更許可申
請と同様に、委託者・受託者の許可条件変更年
月日を同時施行とするため、それぞれ相手側
の申出年月日等を「許可条件変更申出書」の
「備考欄」に記載して下さい。(詳細な記載例、
94製造指針433頁以降参照)



6. 従来からの品目許可による委受託製造について

既に、品目許可による委受託製造を続けて
いる品目については、区分許可制度が導入さ
れたことに伴う変更等の手続きは不要です。

品目許可書に添付されている申請書の「製
造の品目欄」に「自ら行う製造工程」と記載
して許可を受けているものは、「自ら行うこと

ができる製造工程」として許可を受けたもの
とみなされることとなります。また、この記
載事項は許可の条件とみなされますので、変
更する場合、品目許可条件変更の申出を行
うこととなります。

今後、委受託製造を品目許可によって行う

場合は、「備考欄」に「自ら行うことができる
製造工程：○○、□□、…」と記載して下さ
い。また、「備考欄」の委託者または受託者に
関する記載事項についても許可の条件とみな
されます。

受託者の製造所の追加・変更をする場合は、
品目許可条件変更の申出を行うこととなり
ます。

ただし、受託者側が区分許可を取得してい
る場合は、委託者の品目許可申請書の備考欄

に受託者に関する事項の記載は不要ですの
で、申出の必要もありません。

なお、従来からの品目許可による委受託製
造についても、GMPソフト(医薬品の製造管
理及び品質管理規則)の第5章「二以上の製造
所にわたる製造」の規定、あるいは区分許可
GMPが適用されます。また、委受託製造が認
められる範囲は、原則として区分許可の範囲
と同じです。

7. 変更届について

変更届は、薬事法第19条及び施行規則第26
条に基づいて、変更のあった日から30日以内
に製造所・営業所ごとに提出することとなっ
ています。

届出の必要のある事項については、薬事法
改正により、従来、変更届出事項の一つであ
った「製造所・営業所において併せて行う他の
事業の種類(兼営事業)」届出が削除され、新た
に次の事項の届出が追加必要となりました。
(詳細な記載例、94製造指針438頁以降参照)

- ①製造区分を廃止する場合
- ②製造区分の許可の条件(製造工程)の一部を

廃止する場合

③製造品目の許可の条件(製造工程)の一部を
廃止する場合

④製造品目の許可の条件(受託先)の一部を廢
止する場合

年間6,000～7,000件の届書の提出がありま
すが、変更が生じた日から届出までに大幅に
日数の過ぎたものや、記載内容の不備なもの、
添付書類の不足などかなりの数の届書に不備
が見受けられます。今後、届書についてもFD
化されますので、正確な届書の作成を重ねて
お願ひいたします。



家庭薬は安心してすすめられますね…。



(株)巣鴨萬盛堂薬局
(東京都豊島区巣鴨)
内山稔先生

■ いつの間にか売れる家庭薬

私どもの店は「おばあちゃんの原宿」と呼ばれる巣鴨のとげぬき地蔵の近くに立地している関係上、近県からのお年寄りのお客さまが多く、かなりの激戦地になっています。そこで、店の方針として、お客さまが望むものはできるだけ揃え、他店との差別化を図っています。

たとえば、「こういう薬はないんですか?」と、言われたら、すぐに、それを取り寄せて並べるようにしているのですが、同じ望まれて取り寄せた薬でも、いわゆる家庭薬の場合は陳列しておくだけでも「こんな珍しいお薬も扱っているんですね」と、いつの間にか売れるんです。

やはり、長い年月にわたって多くの人々に親しまれてきた良さがあるんだなと、つくづく思いますね。

■ クレームは聞いたことがない

親から子、子から孫というように代々伝承していく薬を指して家庭薬と称しているようですが、なんといっても安心して服用できるので、私たちも安心してすすめられます。

確かに、いろいろな薬がありますけど、こと家庭薬に関しては、“あの薬、だめだったよ”とか、“効かなかった”というお客さまからのクレームは聞いたことがありません。伝統があるだけに効能・効果には定評がありますね。

■ もっとアピールするといい

客層が広いということも家庭薬の特徴の一つだと思います。高齢者だけでなく、若いお母さま方にも人気があります。ですから、宣伝をすればするほど売れ行きもよくなる傾向がありますね。よく効くのですから、もっともっとアピールすればいいと思います。

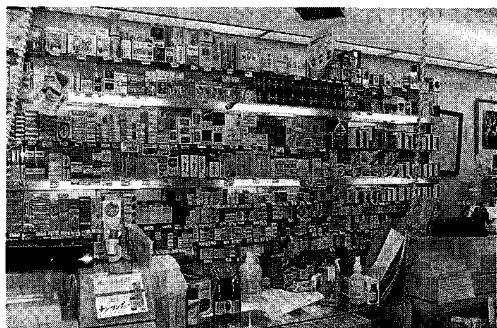
宣伝といつてもテレビだけとは限りません。電車の中吊りとか、雑誌広告とか、近頃はコマーシャル主体の雑誌など、いろいろな方法があるようです。

■ 時代に合った製品の開発も

最近は、お客様の志向が極めて流動的で、何が売れ筋商品なのか、良く分からぬ。それに合わせるのが悩みの種なんです。とにかく、売れ筋がどんどん変わります。スイッチOTCや剤型の新しい商品もいろいろ発売されています。

今、当店では10日に5000点ほどの商品が動いていますが、人気があるのは、便利さ、においがない、使いやすいなどの特徴のある商品です。

もちろん伝統も大切ですが、家庭薬も剤型を変えたり、時代に合った新しい商品の開発も必要だと思いますね。



▲戦前に大塚で創業以来50余年。戦後、巣鴨に移転。本店の他に巣鴨に3店舗、大山に調剤薬局1店舗を有す。営業時間は午前9時～午後7時30分。無休。

ツムラの礎を築いたロングセラー商品…

■中将姫伝説

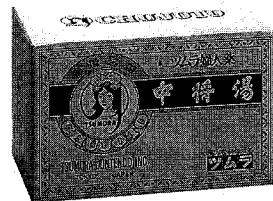
「中将湯」は、ツムラ創業以来100年以上の長きにわたって販売され続けているロングセラー商品であり、現在のツムラの礎を築いた商品でもあります。

創業者、初代津村重舎(現ツムラ社長の祖父)が東京・日本橋に「中将湯本舗津村順天堂」の看板をかけたのは、明治26年(1893年)のことでした。

そもそも「中将湯」は、初代津村重舎の母なかの実家である藤村家(奈良県宇陀郡榛原町)に代々伝わる婦人病の妙薬でした。この薬の由来には、伝説で名高い中将姫が深く関わっていると言われています。

中将姫伝説とは次のような内容です。天平19年(747年)、藤原鎌足の曾孫である藤原豊成とその妻紫の前との間に待望の女の子が生まれ、中将姫と名づけられました。しかし、姫が5歳の時、母が亡くなり父豊成は照夜の前を後妻に迎えました。繼母は姫を憎み、事ごとにつらう当たり、ついには殺害を企てるようになりました。姫が14歳の時、父豊成が諸国巡回の旅に出たのを好機として、照夜の前は家臣に姫をひばり山で殺すように命じましたが、心優しい姫を殺せなかった家臣は、ひばり山・青蓮寺に姫を隠し照夜の前を欺きました。

翌年、父豊成に発見され都に連れ戻された姫は、16歳の時勅命をもって後に召し出されそうになりましたが、世上の栄華を望まず、名藍の聞こえ高い当麻寺に入って仏の道に仕えることを決心しました。こうして中将法如となった姫は、ある夜極楽浄土の様を描いた当麻曼荼羅を織り上げました。その後、仏道に精進を続けた中将法如は29歳で極楽浄土に導かれていきました。



この中将姫がひばり山で最初に身を寄せたのが藤村家といわれ、それを契機に交流が始まり、当麻寺で修行をしていた頃、薬草の知識も学び庶民に施していた姫が、婦人病に良く効く秘薬を藤村家に伝え、それが藤村家家の薬・中将湯になったということです。

■明治26年、日本橋で囁々の声

初代津村重舎が東京で初めて自分の店を持つに当たって、中将湯を大きく売り物にしたのは賢明でした。文明開化の名の下に日本のあらゆる伝統文化が否定され、西洋の物なら何でも迎えられるという風潮も、明治の20年代も半ばを過ぎると反省期に入って、日本の在来のものの価値が改めて見直されるようになっていました。薬品の世界でも西洋の化学薬品がさかんに輸入され、医療制度の変革とともに医療品のすべてが化学薬品によって指定されはしたもの、庶民の漢方薬に対する愛着と信頼は根強く残っていました。

こうして明治26年に売り出された中将湯は、民衆の中に潜在していた古いものへの郷愁を掘り起こすことになったのです。中将姫伝説は優しく悲しい日本の女性たちの心の奥底に共感を呼ぶものを持っていて、その人から伝えられた薬というだけで大変なイメージアップ効果がありました。

また、発売された中将湯は医学博士で産婦人科専門の佐伯理一郎先生の手によって、漢方でいう「虚証」「実証」どちらのタイプの人でも服用できるように改良されていたので、幅広くたくさんの方に愛用されることになりました。発売当初の価格は、1日分5匁18.75g

お姫マークの変遷



▲明治時代

▲大正～昭和初期

▲昭和初期～戦後

▲戦後～昭和37年10月

▲昭和37年10月～現在

入りが7銭、米1升が9銭の時代ですから決して安いものではありませんでした。

現在は1日分12.5gが180円となっています。

■風呂敷包みを背負い

しかし、中将湯も発売と同時に爆発的に売れたかというと決してそうではありませんでした。最初の2、3年は中将湯という名前を広く一般に知らしめるために大変な努力が払われました。初代津村重舎は中将湯の大きな風呂敷包みを背負い、片道の汽車賃だけを持って地方の薬店をまわり、薬店の従業員にまじって倉庫の片付けや土間の掃除、垣根の手入れなどで真っ黒になって働き、中将湯を現金で買ってもらい、一部を自宅に送金し、残りを汽車賃にあて次の町へと移動し、同じ事を繰り返して青森まで行ったという話も残っています。

また、初代津村重舎は妻の錠をさくらにしたて、中将湯をおいていない薬店を夜遅く訪問させて「中将湯はありませんか?」と聞いてまわらせたりもしました。「ただいま切らしています。明朝取り寄せましょう」と言われると「いえ、今晚にこれから田舎へ立ちますので、土産に持っていくかと思ったのです。明日では間に合いませんから…」と、断って帰るのでした。これで何軒かは確実に中将湯をおいてくれるようになったのです。

このような地道な努力の甲斐もあって徐々に売上も増加し、創業3年目の夏頃から急激に売上を伸ばし始めました。苦しい中で蒔いた種がようやく芽を出したのです。その後は上昇の一途を辿り、創業7年目には業界の上位を占めるようになりました。

中将湯が広く一般に親しまれた大きな要因として、あの華麗な花かんざしをさしたお姫様(中将姫)の優雅な顔の商標(中将姫マーク)をあげることができます。中将姫マークも時代の変化にともない微妙な描き分けがあつて、初期から今日に至るまで順に並べてみると、一つとして同じものはありませんが、永年にわたり津村順天堂のシンボルマークとして使用され、株式会社ツムラとなった後もメモリアルマークとして残り、今でも中将湯のパッケージにその姿を見ることができます。

「中将湯」は、発売から100年を経過した現在も生産され続けており、中将湯の全成分を完全に抽出し錠剤化した「ラムール」(昭和29年発売)、ラムールにビタミンや鎮静薬などの新薬成分を加えた「ラムールQ」(昭和43年発売)、そして中将湯をティーバッグ化し、服用しやすくした「中将湯ティータイプ」(昭和49年発売)などとともにツムラの一般用医薬品の売上の柱となっており、海外にも輸出され、世界の人々に愛用されています。



中将湯の効能・効果

婦人諸病、産前産後の病、血の道、更年期障害、ヒステリー、神經衰弱等に依る月経不順、月経痛、頭痛、肩こり、腹痛、腰痛、下腹腰足引つり痛み、冷え込み、のぼせ、めまい、耳鳴り、不眠、嗜眠、憂うつ症、熱感、息切れ、動悸、むくみ及び感冒に効あり

成分・分量(本品12.5g中)

シャクヤク2.0g、トウキ2.0g、ケイヒ1.5g、センキュウ1.0g、ソウジュツ1.0g、ブクリヨウ1.0g、ボタンビ1.0g、トウヒ0.7g、コウブシ0.5g、ジオウ0.5g、カンゾウ0.4g、トウニン0.4g、オウレン0.2g、ショウキョウ0.1g、チョウジ0.1g、ニンジン0.1g

会報に寄せて

忍者の兵糧丸



医薬ジャーナリスト 松井寿一

忍法目くらましの術

いつの時代にも不心得者は出るものである。紫根入りのお神酒「久須根」を製造、30cc一本を1万円で売っていた男が薬事法違反容疑で逮捕された。がん、肝臓病、高血圧などに効くと称して、警察の調べでは7,000万円余も販売していたという。

実際はホウセンカを漬けた焼酎に過ぎなかったわけだが、ワラをもつかみみたい人がいる限り、他人を欺すことを考えている者がいる限り、こうした事件は跡を絶たないのである。お神酒の名前が久須根というのが、善良な人からお金をくすねるに通じているから妙である。

断続的に起きるこうした事件が、本当の薬への不信感となってハネ返ってくる。薬業界全体で将来にわたってこの種の事件が起きないよう対策を講じる必要があるのではないかだろうか。

あらゆる情報がオープンで飛び交っているかのようにみえる昨今だが、「ここだけの話」式のおいしい情報が、人々から冷静さを取り去って、結果騙される人が出るという図式になっている。忍法目くらましの術にかかっているのかも知れない。

配置家庭薬のルーツは忍者の薬？

さてその忍術だが、戦国時代には伊賀、甲賀、雜賀、根来、風魔といろんな流派の忍者

が活躍した。子供の頃は猿飛左助や霧隠才蔵の勇姿に手に汗を握り、長じては映画「忍びの者」で石川五右衛門、百地三太夫、藤林長門にリアリズムを感じた。

様々な修練を積むことによって、常人では到底なし得ない仕事を、こともなげにこなしていく能力を身につけた忍者に、一種の憧憬を感じたのは私ばかりではあるまい。テレビドラマでは「隠密剣士」、小説では山田風太郎氏の「忍法帖」が記憶に残っている。

「薬の博物誌」を執筆しようとして、各方面的資料を調べている。その中の一つの柱として忍者の食糧、薬を取り上げたいと考えた。滋賀県の配置家庭薬のルーツを辿ると、忍者の薬に行き着くと教えてくれた人がいる。いずれ近い将来取材に行ってみたいと思っている。

その前に何か文献はないかと探していたら、名和弓雄先生の「忍術の研究」（日賀出版社）に遭遇した。かていやくの読者の皆様のほとんどがご存知ないと思うので、その一端をここに抜き書きして、ご紹介してみたいと思う。

携行食糧は約30種類

忍者は、常人よりは訓練を積んでいるが、決して超人ではない。飲まず食わずで何10日も一か所に忍んでいることは出来ない。じっと耐え忍んでそこにとどまつていられるのは、火を使わなくても食べられる食糧を携帯していたからである。

忍術の秘伝書として伝えられている「萬川集海」には約30種類の携行食糧の作り方が書

かれているという。名和先生はこれに基づいて作ってみたが、うまく出来たものと、そうでないものとがあったとのことである。

栄養価の高い食料を何種類か混合して火を通して、小さく固めて持ち歩くのだろう、ということは誰にでも想像がつく。実際そのとおりに作られているのだが、何をどのように混ぜたのだろうか。「兵糧丸」「忍術丸」「飢渴丸」「水湯丸」「腰付延命丸」などの名称が残っている。

この中の忍術丸はどのようにしてつくられたのであろうか。まず材料とその量は干あわび30匁、大麦30匁、干鯉30匁、茯苓15匁、寒ざらし30匁、鰻の白干30匁、梅肉6匁、生松の甘はだ30匁、冰砂糖20匁、麦角6匁。以上の材料を粉末にひいて混ぜ合わせ、とろ火で煮つめ、それを丸薬にする、というもの。

陸軍、海軍も忍術丸の効力を重視

第二次世界大戦の折、陸軍も海軍もこの忍術丸の効力を重視、数種類の食糧をこしらえている。最前線の兵士の飢餓を救ったり、戦闘で疲労困憊した兵士の疲れを癒したり、随分と役に立ったことがあったのだが、終戦と共に姿を消してしまったという。現代ならば、さしづめレスキュー隊員、登山家、冒険家などの携帯必需品になると思われるの、あらためて研究する余地があるのではないか、と名和先生は提言している。

災害に備えて、水とか乾パンとかを備蓄している家庭が多いようだが、忍術丸とか水湯丸を携帯・備蓄していた方がよほど安心出来るであろう。兵糧丸2種と腰付延命丸の内容も次に記しておく。

兵糧丸①

麦粉30匁、餅粉30匁、人蔘10匁を粉末にして混ぜ合わせ、蜂蜜と上酒を加えてとろ火で煮固め、小丸粒にして乾かす。一日に小粒20粒用うれば十分である。

兵糧丸②

人蔘2匁、餅粉10匁、麦粉2匁、甘草3匁、しょうが1匁、鶏卵の黄味10匁を混ぜ合わせ、梅焼酎を加えて、とろ火で煮固めて丸薬にする。

腰付延命丸

人蔘1匁、白米5合、松の甘肌1匁を粉末にして混ぜ合わせ、上酒に3日間ひたして後、90の丸薬にし、1日3個、30日間の食糧として十分である。

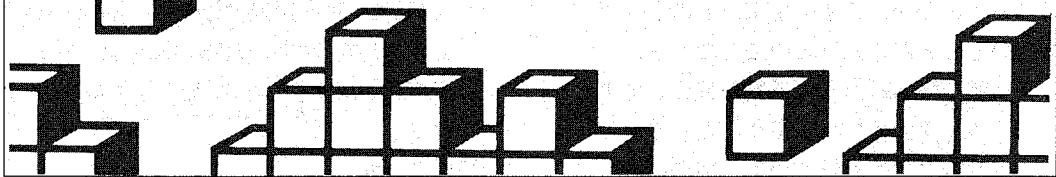
昔は、長年の経験と勘で組み立てた食糧なのであろうが、現在ならどの材料の栄養価はいくら、カロリーはいくら、ビタミン、ミネラルの含有量はいくら、とたちどころにわかるはずである。冬山で遭難した時に役に立つ携行食糧として、研究開発する価値はあるのではなかろうか。紙数に限りがあるので、忍者の薬については次号に譲らせていただきたい。

◆ ◆ ◆

以前、反魂丹の縁起について二度にわたって執筆した。創薬した万代常閑家の特別展が平成6年10月1日～12月4日、和氣町歴史民俗資料館で開かれた。日本売薬の祖・医業600年と銘打たれて、昔の和氣を探る(その7)シリーズで、文化祭協賛の展示であった。平成7年には「万代常閑の里」がオープンする運びとなっている。和氣の資料館、万代家のあるこのあたりは、備前焼の本場で窯元も数多くある。常閑の里が開設されたら売薬のルーツを訪ねて、というツアーを組んで賑々しく出かけるのも一興ではないだろうか…。



委員会だより



薬事委員会

委員長

三浦 重博

最近の日薬連の薬制委員会で審議されている一般用医薬品関係について報告します。

1.一般用医薬品承認基準検討委員会の検討経過について

本年4月から許可権限が地方委任されるが、当局ではこの機会に、承認基準による地方委任品目の承認審査取扱いの見直し作業を行うこととし、これに対する意見の要請があり、委員会にて検討を行い、昨年9月26日に拡大したい剤型、日局製剤総則に収載されていないチュアブル錠など6剤型の製剤総則案、その他胃腸薬承認基準品目の地方委任などについて意見書を提出した。

2.一般用医薬品承認基準に関する検討経過について

①外用痔疾用薬については、昨年12月7日に開催された薬事審議会の常任部会で了承され、本年1月乃至2月には通知される見通しである。

②当局における次の承認基準の審議は、先に当局に提出した寄生性皮膚疾患用薬の調査結果をもとに審議される予定である。

③現在外皮用薬検討委員会では、外用消炎鎮痛薬の調査検討を行っている。

3.規制緩和について

昨年10月に当局より日薬連に対し、規制緩

和に対する要望事項を至急とりまとめのうえ提出するようにとの要請があり、急を要するところから、とりあえず以前に要望した事項のうち、未だ実現されていない事項をとりまとめ当局に提出した。

なお、薬制委員会としては、さらに規制緩和問題について検討を行う必要もあるところから、11月22日に下部組織として「規制緩和検討委員会」(仮称)を設置することに決定し、全家協からも1名の委員推薦を行なった。

(株式会社ツムラ 薬制部長)

GMP委員会

委員長

山田 正巳

平成6年度の監視指導行政のなかでGMP関係は、4月からの改正GMPの本格施行、「GMP適合性評価基準」の通知、「バリデーション基準(案)」の内示等、GMPに関する規制と監視が強化されており、各社におかれましてもその対応に注力されていると思います。

以下、最近のGMPの動向について報告いたします。

1.「医薬品GMP適合性評価基準の運用等に関する説明会」について

厚生省薬務局及び日薬連共催により、7月20日大阪(サンケイホール)、26日東京(九段会館)、28日富山(第一生命ホール)で開催された。

このなかで改正GMPに関する日薬連集計のQ&A及び当日会場で受け付けた質問に對し、当局より回答があった。

2.第14回医薬品GMP研究会について

厚生省薬務局、日薬連共催により、今回はバリデーションに的を絞り、11月2日東京(九段会館)、8日大阪(サンケイホール)、10日富山(農協会館ホール)、18日福岡(JA福岡県会館ホール)で開催された。

3.バリデーション基準について

平成6年8月22日、厚生省薬務局監視指導課長よりバリデーション基準(案)が示され、関係団体に対し、意見、要望、質問の取りまとめの要請があり、当委員会より、意見、要望7項目、質問8項目を提出した。

日薬連では各団体の意見等を集計し、168項目の意見、要望、187項目の質問を当局に提出し、再検討を要請した。

その結果、11月1日付事務連絡として当局より再度(案)が示され、第14回医薬品GMP研究会でも、その内容について説明及び質問への回答が行われた。研究会開催後さらに意見聴取が実施され、委員会より2項目、各団体の意見を日薬連として99項目の意見、18項目の質問としてまとめ、11月29日に監

視指導課長に再度出した。

特に多かった事項として

①承認と許可の分離

②バリデーション基準の適用が平成8年4月1日以降の許可品目となっているが、運用面で申請日をもって適用時期を区分されたい

③平成8年4月1日以降の業許可更新に当たり、このための立入査察が平成8年3月31日以前に行われる場合、立入査察時でのバリデーションデータは不要とされたい

④経過措置期間の延長

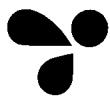
⑤実生産バリデーション時の表示(製造番号、使用期限を含め)について、許可取得まで出荷しないことを前提に包装行為まで行うことを認められたい。

以上であり、近く通知として出す予定で再検討されている。

また、基準(案)に関する意見、質問等を見ると文面だけでは内容の理解が困難な部分もあり、今後、特にテクニカルな部分を主体にGMP担当技術者研修会を実施していく予定となっている。

(株式会社ツムラ 品質管理部長)

会員会社訪問



株式会社トクホン

東京都中央区日本橋本町4-1-2

沿革

明治34年(1901)、鈴木由太郎氏が東京本所横川町に「鈴木日本堂」を創立。昭和23年、(株)鈴木日本堂に組織変更。28年、本社を現在地に移転。平成元年、(株)トクホンに社名変更。

経営理念

積極的に健康生活をエンジョイする人々のためのウェルネス産業を目指す。

社章

円は「健康な身体」、左に広がる2つのエレメントは、「健康な心」と「健康な社会生活」を表している。



代表的な経皮治療薬メーカーで、社名ともなった「トクホン」は消炎鎮痛貼付薬の代名詞ともいわれる。創業100年に向けウェルネス産業をめざしている。



代表取締役社長
鈴木規允
昭和7年生まれ
明治薬科大学
製薬科卒業

流通委員会

委員長
鈴木 国之

わが国の一般薬市場は、1990年をピークとして'92年、'93年と出来高において前年比を割り込んでしまいましたが、今年は久しぶりの猛暑の到来で、液剤関係や夏物商品が回復し、若干の光明が見えてまいりました。

しかし、その他の薬効群ではまだまだ大きな変動はなく、早急な景気回復が待たれるわけであります。

このような状況下で流通委員会、懇談会が10月25日大阪で開催され、当面、我々薬業界がかかえている諸問題につき、種々検討をいたしました。

これからは規制緩和もますます進行し、さらにドリンク剤を含む総合代謝製剤と混合ビタミン剤の再販も平成6年12月で廃止され、これから市場は価格破壊も一層厳しいものと予想されます。我々メーカーとしては、配送コストの合理化、在庫の圧縮、また、消費者

に喜ばれる高い付加価値の商品の開発等、全力をあげて頑張りたいと思っております。一般薬市場は、行政が医療費抑制の諸施策を強力に進めたり、また、長期的に見れば、栄養保健剤を主体としたセルフケアの推進や消費者の健康に対する意識の変化を基盤にまだまだ拡大の余地を残しております。医薬品市場で一般薬が占める割合は、現在の15~16%から20%を越える可能性がありますので、我々流通委員会としても最善の努力をしたいと思っておりますので、今後ともよろしくご指導のほどお願いいたします。

(株式会社トクホン 専務)

広告委員会

委員長
山崎 寅

広告媒体、特にテレビあたりではやや明るさが出てきたというものの、OTCの売上高は相変わらず低調で、前年割れのところが目立っているようです。

広告費をやりくりしている担当者にとって

会員会社訪問

ニチバン株式会社

NICHIBAN

沿革
大正7年(1918)、東京・南品川に歌橋製薬所として創立。昭和19年、日紳工業(株)、22年、日紳薬品工業(株)に改称。36年、現社名のニチバン(株)に。
基本理念
私たちは、常に社会に役立つ価値を創出し時代を拓き、ニチバンにかかわるすべての人々の幸せを実現します。

社章
ニチバンのNと未来に向けて飛翔する翼を表現、Nウイングと呼んでいます。

セロテープに代表される粘着テープのリーディングカンパニー。医療分野をはじめ文具事務用品、産業用資材、スポーツの分野にも進出、ヒューマンでダイナミックな企業をめざしている。

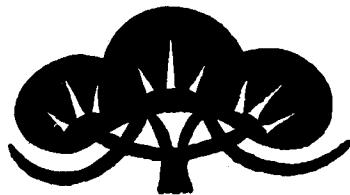


代表取締役社長
高綱基裕
昭和5年生まれ
早稲田大学
理工学部
応用化学科卒業

はつらいところです。

前号で紹介した「医薬品・化粧品等広告の実際」の新版が発行されました。その研修会が10月18日に虎ノ門パストラルで行なわれ、各製薬会社の広告担当者はもちろんのこと、広告代理店、広告制作会社の皆さんが多数参加し、広告規制問題への関心の高さが見られました。

新版の内容について、ここでひと言お断わりしておきたいことは、前号でご紹介したうち、「医師スタイルの広告」についてであります。原稿を書いた時点で「医薬関係者または医薬関係者以外の者を問わず、医師、薬剤師、看護婦等のスタイル(服装等)で広告することは、医薬関係者の推薦に該当する。また、芸能人等を使用しても同様とする。」でしたが、後にやや緩和され、「医薬関係者または医薬関係者以外の者を問わず、医師、薬剤師、看護婦等のスタイル(服装等)の人が、広告中に登場すること自体は直ちに医薬関係者の推薦に該当するわけではないが、医師等のスタイルの人が広告することは、医薬関係者の推薦に該当する。また、芸能人等を使用しても同様とする。」になりました。この場をお借りして訂正させていただきます。



規制緩和によって、医薬品等の広告規制もかなり緩和されてきたことは事実でありますが、かと言って勝手な広告をして良いというものではないことは当然です。

四者協の審査結果なども、以前より違反広告が多くなっているということです。緩和をいいことに、スレスレの広告をすると、折角今まで苦労して築き上げてきた自主機能が疑われ、規制が逆に厳しくなるということも考えられます。従って、我々も規制はよく守って適正な広告を作っていくなければならないと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

(株式会社金冠堂 社長)

会員会社訪問



HARASAWA

原沢製薬工業株式会社

東京都港区高輪3-19-17

沿革

大正5年(1916)、原澤福康氏が東京・品川で原沢製薬所を創業。大正15年、原沢製薬(名)に改組、港区高輪に移転。

昭和17年、原沢製薬工業(株)を設立。

経営理念

健康への願いを医薬品という形で表現し、豊かな社会づくりに貢献することが私たちの使命です。

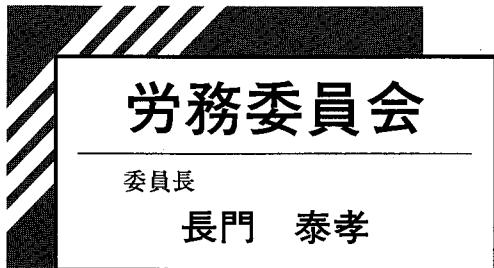
社章

ギリシア神話の有翼の天馬・ペガサスを図案化したもので、天に向かって駆けめぐる姿を表現している。

◆ ◆
プリズマホルモン錠、トリクロ、レイミント、プリマ枝毛コートブラシの他、医療用16、一般用を合わせ60余品目を製剤。開発力、製剤技術に定評がある。



代表取締役
原澤純一
大正9年生まれ
慶應義塾大学
経済学部卒業



日本の経済は、円高による先行き不透明感はあるものの、猛暑や減税効果により、個人消費に好転の兆しがみられ、民間設備投資もようやく増加に転じ、ゆるやかに回復へ向かい始めている。

一方、企業業績の方も95年3月期通期で経常利益が5年ぶりに増加に転じる予想となっている。

しかし、企業業績が回復に向かい始めたとはいえ、そのベースには、人員削減をはじめとするリストラの推進があり、雇用を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、各社とも雇用問題の取扱いには苦慮しているのが現状である。

このような状況下において、労務委員会では、秋山錠剤、河合製薬、浅田飴、わかもと製薬、イチジク製薬、救心製薬、養命酒製造、太田胃散、トクホン、龍角散、原沢製薬、東

京甲子社、金冠堂、ツムラの14社が定例会議を開催して労使関係の諸問題について検討してきた。

9月の定例会議は、ツムラの軽井沢山荘に場所を移して開き、退職金を中心に会議を持った。

退職金の支給水準は各社それぞれの事情によるが、「昇給額をどの程度退職金に反映させるべきか」、「退職金の水準はいかにあるべきか」等については各社とも悩みの種であり、これらについて活発な情報交換がなされ、各社の関心の高さが改めて認識された会議であった。

12月の定例会議では、冬季賞与交渉の経過



会員会社訪問



パンビー製薬株式会社

東京都葛飾区四ツ木5-6-19

沿革

昭和10年(1935)、医学博士藤本武平二氏がカルシウム剤の製造を始める。22年、藤本製薬株式会社設立。27年、社名をパンビー製薬株式会社に変更。

経営理念

皆様の健康を守る。

社章

ギリシャ語で全てを意味するパン

(PAN)と生命を意味するビー(VIE)の合成語で、“すべてに命を”との意味のあるPANVIEをデザインしたもので、昭和25年に作成。



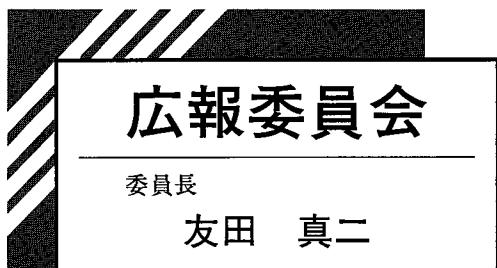
代表取締役社長
藤本博信
大正7年生まれ
神戸商大
(現神戸大)卒業

カルシウム剤(医薬品)の専業メーカー。創業者の藤本武平二氏は内村鑑三先生の主治医で骨博士と呼ばれた。地道にカルシウムの普及に努めている。

について情報交換を行い、加えて、各社の懇親の場とした。

各社とも景気や企業業績が回復の方向に動き始めたことによる、今後の雇用情勢の変化には強い関心を示しており、この企業業績を背景とした本年の春闘、今後の労働情勢の動向等各社共通のテーマについて、お互いに情報や意見を交換して、問題解決の参考となるよう期待するところである。

(株式会社 ツムラ 取締役人事部長)



米国で共和党の大勝利という政治的大変化があり、日本でも小選挙区制の法案通過で流動性が増しています。

長引く不況も30ヶ月が底で上向いたという役所の発表はあっても、猛暑後、秋に入って瞬間的冷え込みで風邪が流行の声も束の間、末端での消化は渉々しくないとの声が多い昨今です。

広報委員会メンバーもツムラの旦総務次長が、森広報室長に、養命酒の今田さんが広報部の小林参事にそれぞれ代わられ、歎心の加藤さん、トクホンの山田さん、事務局の野原さん、唐崎さんの絶大なるご助力の下に、皆様のお役にたてる「かていやく」を編集すべく隔月の委員会では、時間の経つのも忘れる討論、話し合いで、小生も勉強させていただいている次第です。

小売店の二極分化が進み、医薬分業も本格的に軌道に乗りはじめ、業界の変化も流れが早く感じられるのは歳のせいばかりではないと思います。

正に変動の時代の中でしっかりと裏付けを持ち、愛用者の支持に支えられ、信用を大事に、地道に一步一步前進してきたのが我が家庭薬の業界であります。

伝統の巨人軍が久しぶりに日本一に輝き、また、若々しい新横綱「貴乃花」も誕生し、不惜身命と決意を語っております。

新年を迎えて我々も決意を新たに愛用者、小売店さん、卸店さんなどの声に耳を傾けつつ業界で力を合わせて家庭薬の前進に突き進みたいと存じます。

(三共ゾーキ株式会社 顧問)

会員会社訪問



ヒサゴ薬品株式会社

東京都目黒区目黒本町2-5-3

沿革

正徳3年(1713)、喜谷市郎右衛門氏が江戸・中橋(現在の京橋)の楓河岸で、「喜谷実母散」(旧称「中橋薪屋薬」)の調製を始める。戦時中、輸入原料の不足、戦災により中止。昭和25年、生産再開、ヒサゴ薬品(株)が継承。

モットー

いい製品を製造し、皆様の健康に貢献

する。

社章

喜谷の文字を図案化、江戸時代から用いられ、登録商標ともなっている。



「喜谷実母散」は、わが国でも指折りの伝統薬で、ロングセラーの婦人薬として知られる。カルシウム剤など地球に優しい商品の提供にも尽力している。



代表取締役社長
喜谷市郎右衛門
大正3年生まれ
東京大学医学部
薬学科卒業

第一製薬株式会社静岡工場を訪ねて

専務理事 野原和夫

■弥次さん喜多さんを偲びつつ

丸子のとろろ汁に舌鼓

第5回GMP研修会として、去る12月1日第一製薬(株)静岡工場の工場見学会が行われました。当日は塩澤理事長、相良副理事長をはじめ33名が参加されました。

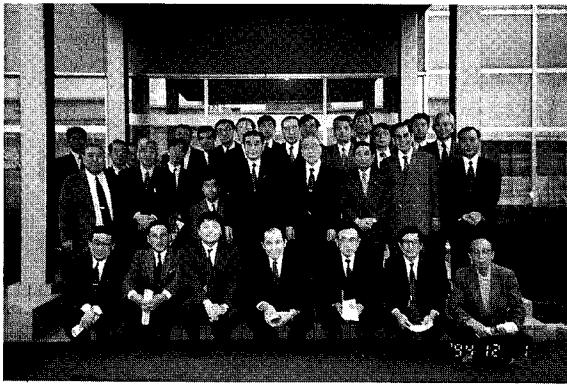
12月1日の朝、新宿駅西口に集合し、高層ビルの林立する副都心を9:30観光バスで出発しました。首都高速からスムーズに東名高速に入り、ペテランガイド嬢の軽妙な案内に耳を傾けながら、渋滞もなく順調に東海道をひた走り、12:10には昼食のため丸子に立ち寄りました。丸子は古く十返舎一九の『東海道中膝栗毛』に出てくるとろろ汁で有名な宿場町で、一行は吐月峰に隣接した待月楼で本格的なとろろ汁を味わいました。

とろろは山薬といわれ薬効も高く、そのせいか、再び元気に13:00東海道を南下し、予定より少々早く13:40金谷町の第一製薬(株)静岡工場に到着し、工場の方々のお出迎えを受け、グリーンホールに案内されました。

■富士を背に大井川河畔に広がる21万m²の

高度にオートメ化された製剤工場

静岡工場は富士山をバックにした大井川河畔の広大な緑豊かな自然環境の中に生産設備が見事に配置されており、21万m²もあるその規模の威容に一同感嘆しました。



総務課高品様はじめ現場の方々よりライドによる会社概要および生産の全容について詳しい説明を受け、引き続いて4名の説明嬢の案内で製剤工場を工程順に見学させていただきました。

見事なまでの衛生管理の行き届いた清潔な工場で、高度にオートメ化されており、原料から製品まで厳格な試験検査が行われ、ハード、ソフト面ともGMP基準を超える品質管理がなされています。

主要工場として昭和40年8月創業以来30年を経過しても非常に美しく整備されており、維持管理が大変であろうと感じました。参加者一同、時間の経つのも忘れて熱心に見学するうちに予定時間を大幅に超過するほどでした。お蔭様で大変勉強になりました。

帰りには差し入れ品まで頂戴し、恐縮しつつ15:50工場を辞して今宵の宿、館山寺温泉ビューホテル開華亭に向かいました。

■浜名湖畔で初冬の旅情を満喫…

天候にも恵まれ、親睦もより深まる

ホテルにおける懇親会では会員相互の交流と親睦を一層深めることができ、浜名湖畔の初冬の旅情にふさわしい一夕を満喫した次第であります。

今回の研修会は天候にも恵まれ、第一製薬さんのご厚意により無事終了いたしましたのでここにご報告申し上げます。



トピックス

第52回家庭薬軟式野球大会

(株)大木優勝、準優勝はイワキ(株)

平成6年10月30日から神宮外苑軟式野球グランドにおいて、組合恒例の野球大会が23チーム参加のもと盛大に開催されました。

本年は雨天の日が多くたため順延になる試合もありましたが、各試合とも熱戦を展開し、どのチームが優勝してもおかしくない程の好試合が繰り広げられました。

12月11日、養命酒製造(株)の埼玉工場のグラウンドをお借りして決勝戦が行われましたが、手に汗を握る攻防の結果、4対1で(株)大木チームが優勝いたしました。

これで本年も無事に全日程を終了すること

ができました。出場された選手の皆様には大変ご苦労さまでした。

平成7年の大会でのご活躍を期待いたします。

大会成績は次の通りです。

優 勝：株式会社大木

準優勝：イワキ株式会社

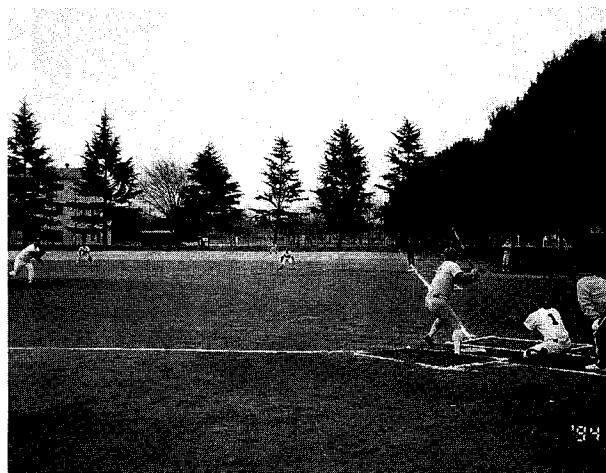
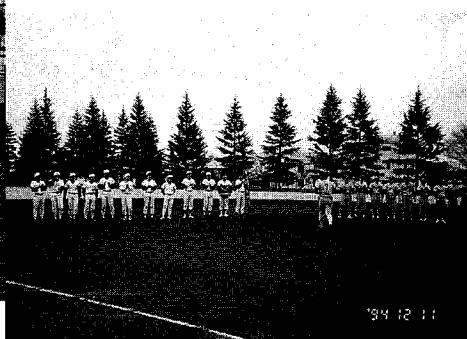
第三位：小林製薬株式会社

第三位：養命酒製造株式会社



▲優勝の栄に輝く(株)大木チーム

▼熱戦を終え、互いに健闘を讃え合う(株)大木、イワキ(株)チーム



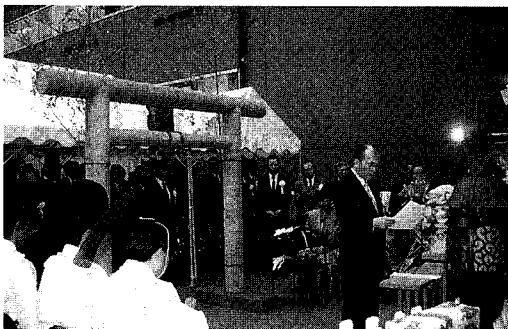
家庭薬グラフティー

■薬業四団体受賞者祝賀会



▲乾杯の音頭をとられる塩澤理事長
(11月30日、東京プリンスホテルで)

■薬祖神祭



(10月15日、東京薬事協会で)

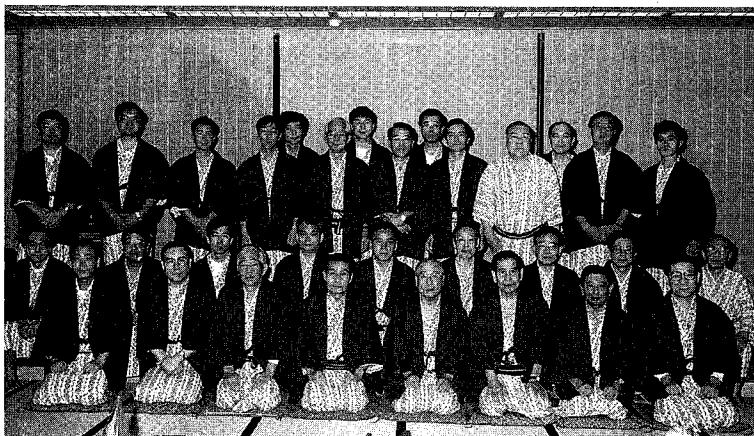


▲相良高三郎副理事長
の玉串奉奠



▲友田真二広報委員長
の玉串奉奠

■GMP研修旅行

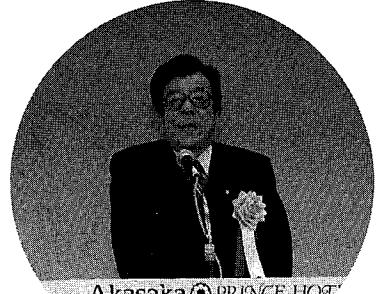


東京都家庭薬工業協同組合 於：館山寺温泉 ホテル開華亭 平成6年12月1日 (12月1日館山寺で)

■薬業四団体新年賀詞交歓会



▲鏡開きをされる相良副理事長(右)
(1月10日、赤坂プリンスホテルで)



Akasaka PRINCE HOTEL



▲ご挨拶される井出正一
厚生大臣

Akasaka PRINCE HOTEL

■全国家庭薬合同新年互礼会



▲ご挨拶される全家協山田会長



▲盛大に開催された互礼会
(1月6日、大阪全日空ホテルで)

編集後記

理事長の本年を理念と倫理に基づく第一歩の年にのご挨拶、薬務部長の20年後を想定して、時代の要請にも応える行政のご決意。特別企画として、管理者講習会の区分許可制度の解説は事務局のお骨折りです。新企画の薬局様の見ている家庭薬、また伝統薬物語…、次号にも連載します。

松井寿一さんの兵糧丸…非常時の携行食糧として研究開発の価値ありのご提案、次号の忍者の薬紹介が楽しみです。「万代常闇の里」ツアーも実現すればありがたいことです。各委員会活動のご紹介も含めてご通読のうえ、

ご意見が伺えれば幸甚であります。

医科向メーカーも本年こそ正念場の年としてリストラも含め新薬開発競争激化の一途です。大衆長寿時代(人口の14%以上が65歳以上)に入り、家庭薬に対する期待も高まっていると思われます。

時代のニーズをキャッチし、趣向にマッチできた政策は若者の智恵の働きかせどころでしょうか。『かていやく』の紙面に反映できるのが初夢です。

(三共ゾーキ 友田)

事務局だより

- 9月14日 平成7年
第52回家庭薬軟式野球大会の準備打合せのため、鬼怒川グランドホテルにおいて野球同好会幹事会を開催した。
- 10月4日 午後3時より全国家庭薬メーカー・卸合同新年互礼会が大阪全日空ホテル・シェラトンで行われた。
- 10月4日 ●10月10日
家庭薬軟式野球大会の開催に先立ち、試合組み合わせ及び規約等を審議するため、組合會議室で、参加23チームの主將会議を行った。
- 10月25日 正午より薬業四団体共催の新年賀詞交歓会が赤坂プリンスホテル・クリスタルパレスにおいて行われた。
- 10月25日
- 大阪薬業年金会館において全家協流通委員会並びに家庭薬流通懇談会が開催され、29名が参加した。
- 11月30日
- 薬業四団体共催による平成6年薬事功労受賞者祝賀会が、東京プリンスホテル・プロビデンスホールで盛大に行われた。
- 11月30日
- 救心製薬㈱会長堀泰助氏の紺綏褒章受賞記念感謝の会が京王プラザホテル・エミネンスホールで盛大に開催され、関係者多数が出席した。
- 12月1日
- 第5回GMP研修見学会が第一製薬株式会社静岡工場において組合員多数参加のもと開催された。同夜は館山寺温泉ビューホテル開華亭に宿泊し、懇親を深めた。
- 12月1日
- 当組合會議室において理事会終了後、年末組合忘年懇談会を開催し、組合員多数が出席した。
- 12月8日

計 報

■中島三郎様

啓芳堂製薬株式会社取締役会長中島三郎様には、病気療養中のところ、8月16日ご逝去され、同月18日文京区十方寺において葬儀が執り行われた。

■三田 周様

参天製薬株式会社代表取締役会長三田周様には、病気療養中のところ、心不全のため12月12日ご逝去され、同月15日兵庫県西宮市山手会館において密葬が営まれた。
社葬は平成7年1月18日、大坂市東本願寺難波別院でしめやかに執り行われた。

謹んでお悔やみ申し上げます。

(専務理事 野原和夫)



かていやく

通巻56号 1995年1月20日

編集人：かていやく広報委員会

発行所：東京都家庭薬工業協同組合

〒104東京都中央区銀座8-18-16

電話 03-3543-1786 FAX 03-3546-2792

